

令和 年 月 日

保護者様

豊橋市立向山小学校長

吉田 明弘

学校感染症の出席停止について

先に連絡のありましたお宅のお子さんの病気は、下表の学校感染症に該当します。

つきましては、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染するおそれのある間は登校を見合わせていただきますので、医師の処置と指示に従ってください。

治癒後、「学校感染症の報告」に記入のうえ登校させてください。

該当	No.	病名	出席停止期間の基準 (ただし、No. 1～8は、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない)
	1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	5	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	8	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	9	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	10	髄膜炎菌性髄膜炎	
	11	腸管出血性大腸菌感染症	
	12	流行性角結膜炎	
	13	急性出血性結膜炎	
	14	その他()	

[学校感染症の報告]

令和 年 月 日

学校長様

年 組 氏名

保護者氏名

下記のとおり報告します。

・ 病 名 _____

・ 受診した医療機関名 _____

・ 上記疾病で休んだ期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(保護者の方がすべて記入してください)